

新市庁舎のあり方 についての検討

～「新市庁舎構想検討会議 報告書（R4.2）」より～

盛岡市

市役所本庁舎の概要

- **1962年竣工**（耐用年数50年）
（昭和37年）
- **2013年耐震補強**
（平成25年）（耐用年数+20～25年）

市役所本庁舎の建替目安

おおよそ、2032年～2037年
(令和14年～19年)

※あと10年～15年が目安

(設計上の一つの見安)

市内部での検討

令和2年7月

新市庁舎構想検討会議を設置し

令和4年2月

報告書を取りまとめました。

本市及び市庁舎の状況

報告書第2章

盛岡市の状況

- **人口**(生産年齢人口)は**減少**と推計
- **内丸地区**は、多くの建物が**要建替**
- **デジタル**の推進により**業務が変革**
- **環境問題**や**SDGs**への対応が必要
・・・など

現市庁舎の課題と 課題解消の方向性

報告書第3章

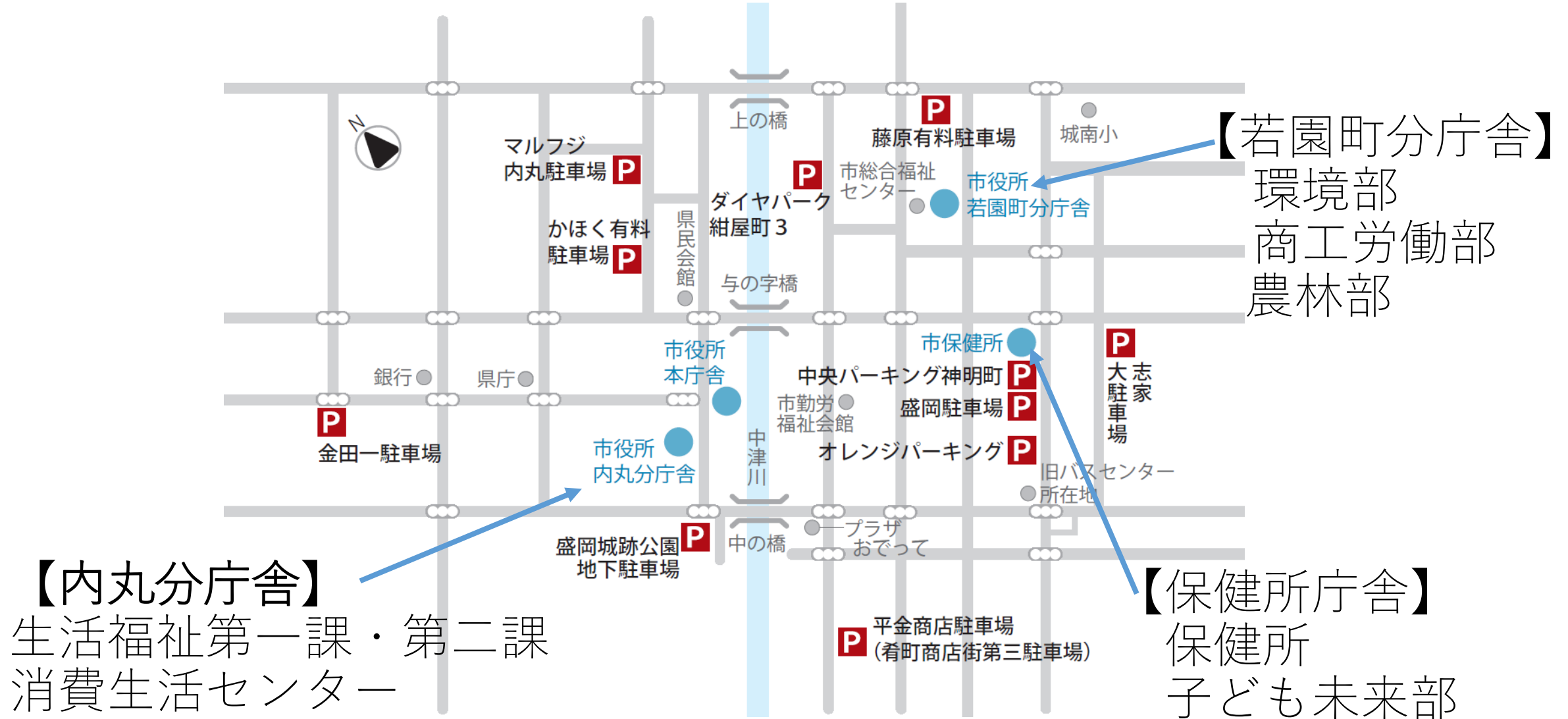
現市庁舎の課題

- **老朽化**が深刻
- 庁舎内が**狭い**
- **洪水浸水想定区域内**に立地
- 本庁舎や各分庁舎に**分散**
- **駐車場**が不足
- **ユニバーサルデザイン**に非対応
 - • • など



※盛岡市防災マップより抜粋

本庁舎周辺の分庁舎と指定駐車場



現市庁舎の課題を解消するには

新市庁舎の整備

を計画的に進める必要があります

新市庁舎に必要な機能

- 誰もが安心して利用できる庁舎
- 防災拠点となる安全な庁舎
- 財政負担軽減と新たな価値を生み出す庁舎
- 良質な市民サービスを提供できる庁舎
- 次世代の執務環境
- 人と環境に優しいグリーン庁舎
- 「盛岡のシンボル」となる庁舎
- 市民とのつながりが広がる庁舎

詳しくは
第2回会議
にて



新市庁舎の 整備の方向性

(決定事項ではありません)

報告書第4章

新市庁舎の規模

- ・ 新市庁舎への集約（今後要議論）

本庁舎+近隣の分庁舎

+都南分庁舎のうち **都市整備部**

都南分庁舎と玉山分庁舎は維持

新市庁舎の規模（今後議論）

- 教育委員会などは、都南分庁舎のまま？
- 上下水道局は、独立した庁舎のまま？
- 本庁舎周辺の分庁舎を集約して、規模が大きくなってもよい？
- 集約できるほどの用地が確保できる？
- デジタル化が進めば集約する必要はない？

合築（複合化）の可能性

- 行政機関（国、県の機関）
- 公共施設（教育施設、文化施設）
- 民間施設（商業施設、オフィス）

整備エリア

- ・ 地方自治法

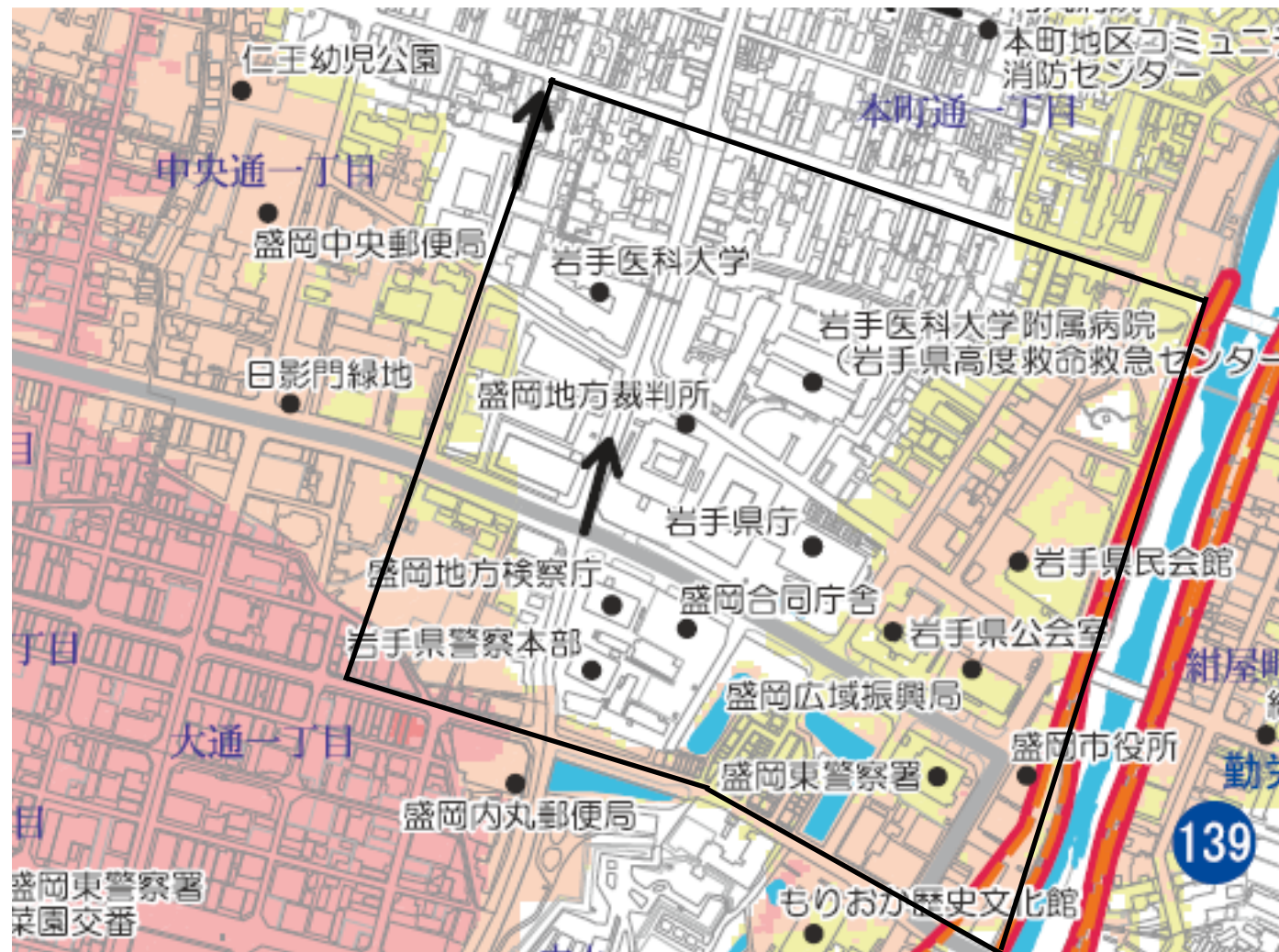
住民の利用に最も便利であるように、
交通の事情、他の官公署との関係等
について適切な考慮を払わなければ
ならない。

整備エリア

報告書では、**3つのエリア**について考察しました。

今後、**市民の皆さんの意見**を踏まえ、他のエリアも含めてさらに検討を深め、**令和5年度**に新市庁舎整備基本構想で選定していくものとなります。

内丸エリア



【利点】

- アクセシビリティ
- 他の官公署、商業施設
- 移転に伴う影響小

【課題等】

- 洪水浸水想定区域が広い

盛岡駅西エリア



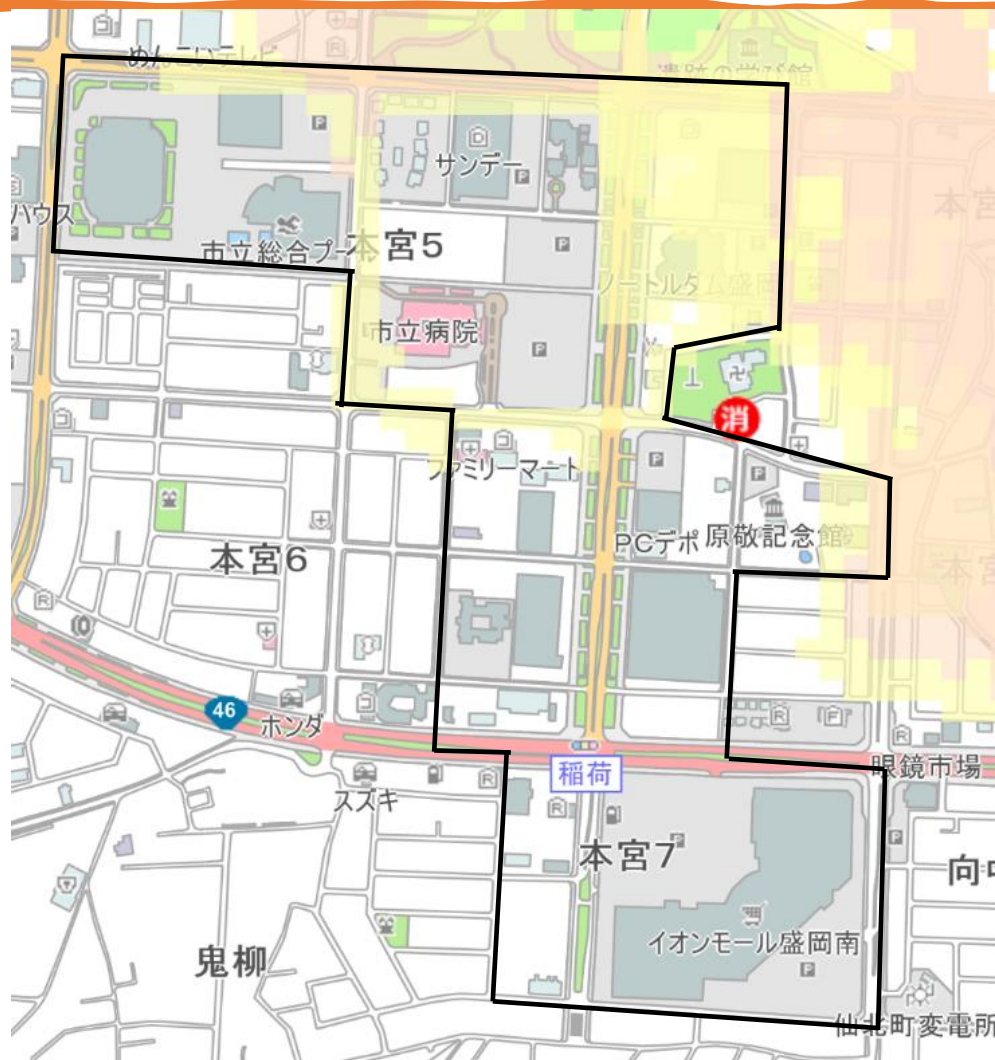
【利点】

- ・ アクセシ性
- ・ 市有土地がある
- ・ 仮設庁舎不要

【課題等】

- ・ 洪水浸水想定区域が広い

盛南エリア



【利点】

- ・自動車によるアクセス性
- ・商業施設
- ・洪水浸水想定区域少ない

【課題等】

- ・活用可能な市有土地無し
- ・公共交通機関が他より劣る
- ・他の官公署が無い

さらなる検討課題

- 新市庁舎に集約する部署
- デジタル化の進展で何が可能となるか
- 庁舎建設の内容（機能、設計、方法）
- 整備エリア
- 財源（財源確保策、維持管理方法など）

今後のスケジュール

盛岡市

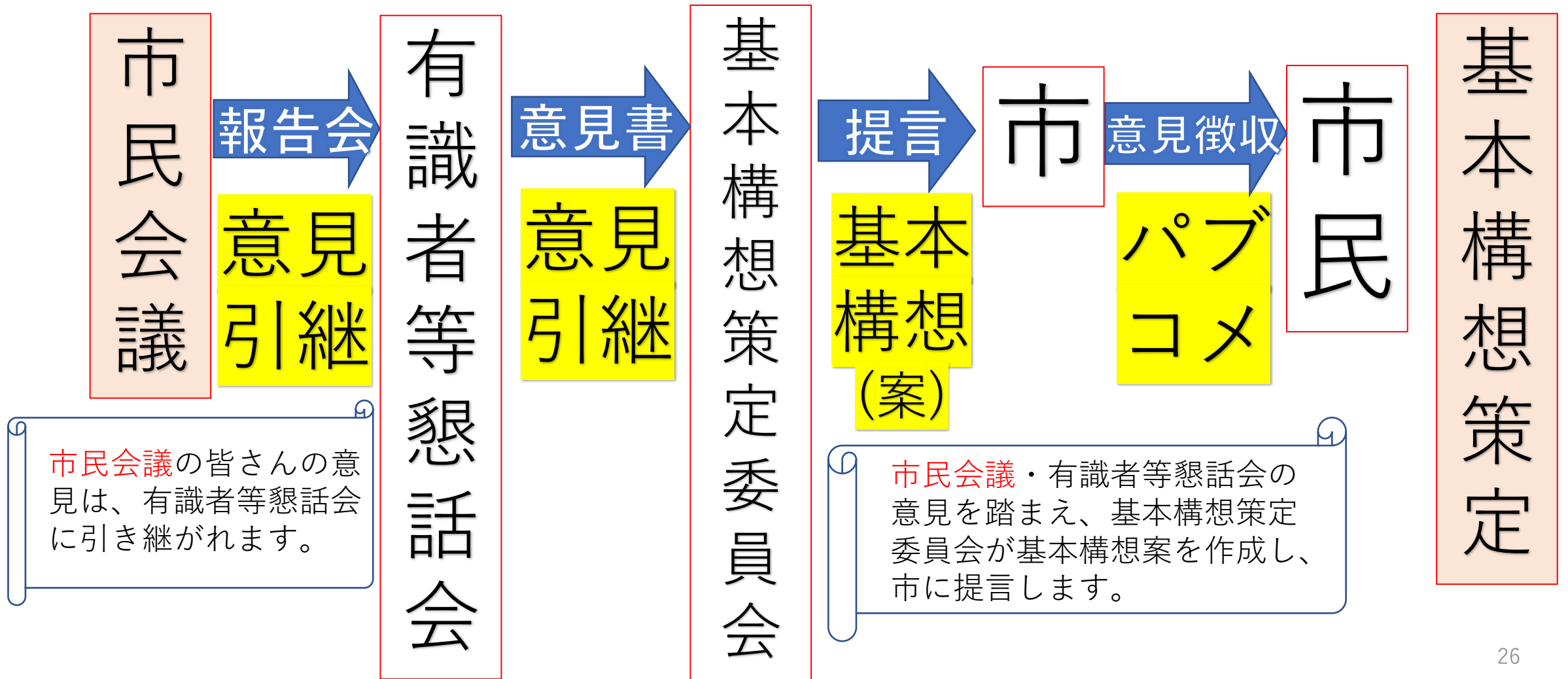
市民会議のスケジュール

開催回	開催日	場所	テーマ（仮）
第1回	7月2日 （土）	勤労福祉会館	今の市庁舎の課題を挙げてみよう
第2回	8月6日 （土）	勤労福祉会館	「こんな市庁舎だったらいいな」を考えよう
第3回	8月27日 （土）	勤労福祉会館	市役所窓口の未来を想像（創造）しよう
第4回	10月1日 （土）	未定	求められる市庁舎のかたちを考えよう
第5回	10月29日 （土）	未定	これまでの振り返り、市に提案しよう
第6回	11月12日 （土）	未定	報告会

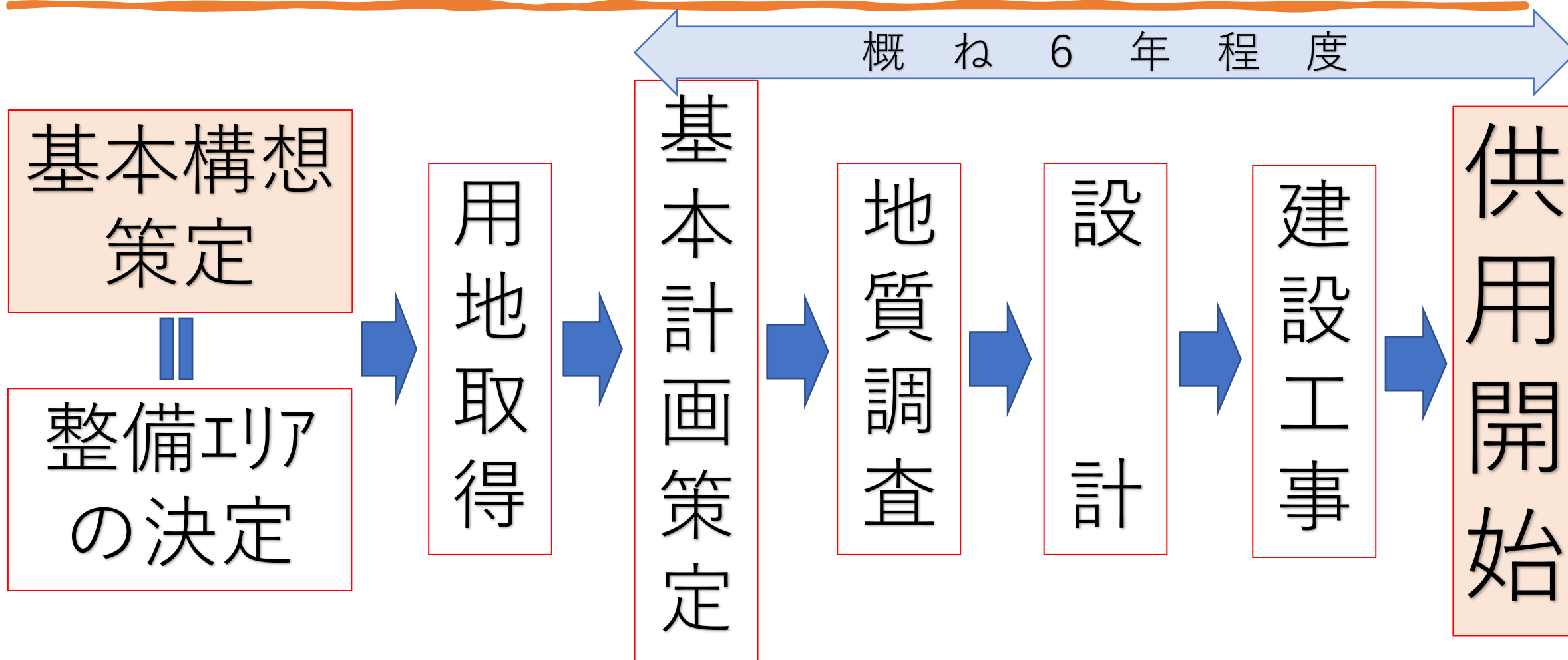
市民会議の進め方

- ・ ワークショップ形式で、**意見を出し合います。**
結論を導き出すことを目的とせず、**様々な可能性**を広く考えていただきます。
 - ・ 第1～4回会議で、それぞれのテーマについて広く意見等を出していただき、第5回（10/29）で**振り返り**ます。
 - ・ 第6回（11/12）は、**報告会**として、有識者等懇話会（委員9人）の場で報告していただきます。
- 皆さんの意見等は、有識者等懇話会に引き継がれます。

市民会議後の流れ



基本構想策定後の流れ



※ 市庁舎（事務所）の具体的な位置の決定には、地方自治法の規定により市議会の議決が必要となります。

新しい庁舎のあり方について
どんどん**提案**していきましょう！

市民会議